

診療科、曜日によって担当医が変わります。ご確認ください。

外来診療体制・12月の診療予定

整形外科	午前 午後	月曜日・火曜日・木曜日・金曜日 水曜日・金曜日（午前、午後診療いずれも完全予約制）
循環器内科	午前 午後	月曜日・火曜日・木曜日・金曜日 月曜日と金曜日
総合診療内科	午前	月曜日から金曜日（午前11時までの受付） （なお、月曜日は午前10時から診療）
消化器内科	午前 午後	水曜日（午前11時までの受付） （再診のみ、完全予約制） 月曜日と1日（木）・15日（木）
呼吸器内科	午前 午後	金曜日（午前11時までの受付） 木曜日
神経内科	午前	9日（金）・23日（金）
総合診療（外科）	午前	火曜日から木曜日
外科	午前	2日（金）（午前11時までの受付）
小児科	午前 午後	月曜日から金曜日 火曜日と木曜日（午後3時～午後4時の受付）
泌尿器科	午前 午後	月曜日から金曜日 木曜日
精神科	午前	月曜日から金曜日（初診は完全予約制）
産婦人科	午前 午後	19日（月）・20日（火）・26日（月）・27日（火） 19日（月）・26日（月）
耳鼻咽喉科	午前 午後	6日（火）・7日（水）・14日（水）・15日（木）・20日（火）・21日（水）・28日（水） （午前11時までの受付） 14日（水）・28日（水）
眼科	午前 午後	8日（木）・22日（木） （予約以外の初診受付午前11時まで） 7日（水）・14日（水）・21日（水） コンタクトレンズを希望する患者様へ 当院で以前調整した患者様のみ対応いたします。
皮膚科	午前	火曜日

診療日は予定であり変更になる場合もあります。
事前に病院にご確認の上、受診してください。

※診療受付時間

午前…8時00分～11時30分（初診の方は、午前9時00分～）

午後…1時00分～2時30分

予約受付時間（定期患者のみ）午後1時00分～午後4時00分

<変形性関節症について>

現在日本は平均寿命も伸びて高齢化社会を超え超高齢社会となっており、高齢者の生活の質も上がっております。20年前では考えられませんが、日本老年学会では75歳以上を高齢者と定義しようという動きもあります。当院においても怪我以外の手術（例えば人工関節手術や腰の手術）を受けられる患者さんの年齢も上昇傾向にあります。

変形性関節症は中高年が罹患するありふれた疾患です。適切なタイミングで内服治療や手術治療を実施することが重要と考えられており、80代後半や90代で定期的に外来へ処方や注射で通院している方や、変形性膝関節症による疼痛等で寝たきりになってしまう方を見ますと、ご本人にも、またご家族にも負担となり非常に勿体なく残念に感じます。

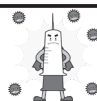
上下肢様々な関節に起こり得る可能性がある変形性関節症は、一次性（原因のないもの）、二次性（過去の怪我などによるもの）のものがああります。発症には、加齢や肥満、遺伝的素因も関与しているようです。典型的症状としては運動（歩行）開始時痛であり、安静により軽快します。

整形外科医長 霜村 耕太

来月は部位別に説明致します。



☆☆☆インフルエンザワクチン接種の二次募集のお知らせ☆☆☆
高齢者及び一般の方のワクチン接種の二次募集を行っております。
受付期間：12月9日（金）までの毎週月～金曜日 13時～15時
接種期間：12月6日（火）～8日（木）、13日（火）～15日（木） 9時～11時



ペットに関するトラブル

令和3年に発表された報告書によると犬の飼育頭数は約710万頭、猫は約894万頭で、新型コロナウイルス流行以降は、新規飼育者の数が増えてきているようです。年々ペットに関するトラブルも増えてきますので、ペットトラブルについてお話しします。

まず、飼い主が加害者になるケースです。時折ペットが人に噛みついてケガをさせ、飼い主が書類送検されたというニュースを見ます。適切な管理をしていなかったとして、飼い主に過失致傷罪ないし重過失致傷罪が成立する可能性があります。刑事だけではなく、民事で高額な損害賠償を請求されることもあります。ペットの鳴き声や異臭によるトラブルもあります。生活に支障をきたすような場合には、飼い主は改善を求められたり、損害賠償を請求される可能性があります。

次に、飼い主が被害者になるケースです。ペットショップやトリミング店との間に生じるトラブル、ペットが他者



お問い合わせ
TEL 050-3383-5563

法テラス江差通信

（第152号）

相談のご予約は
050-3383-5563
までお願いします。
（法テラス江差
弁護士 南七重）

に傷つけられてしまうトラブル、ペット用品の不良によるトラブルなどです。契約を解除したり、損害賠償を請求できる可能性があります。

ペットは、飼い主にとって家族同然のかけがえのない存在です。しかし、日本の法律上、ペットは「物」（飼い主の財産）として扱われるにすぎません。ペットが苦手な人、アレルギーを持つ人、騒音が気になる人も存在します。当事者の考え方の違いにより、話し合いが平行線になり、トラブルになることが多いです。そこで、飼い主には、法律やマナーを守ると共に、保険に加入するなど事前にトラブルを防止することが求められます。またトラブルが発生した場合には、適切な対応が求められます。ペットトラブルが発生した場合に、当事務所へご相談ください。